

## 重点課題 8 男女間の暴力の根絶

### 《現状と課題》

暴力は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。しかし、男女間の暴力は、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為、性犯罪・性暴力など様々な形で存在しています。また、近年、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力も新たな問題となってきています。

DVについては、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすいことに加え、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、被害が深刻化しやすいという特性があります。

とりわけ、DV被害者は多くの場合女性であり、DVは、男女の性別による固定的役割分担意識、社会的地位や経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題であると言われています。また、子どもがDVのある家庭で育ち、DVを目撃すること（いわゆる面前DV）は、子どもに大きな心の傷を与え、子どもの心身の発達や生活に大きな影響をもたらします。

このため、配偶者暴力相談支援センター\*である女性相談センターを中心として、関係機関・団体が連携して、相談体制の充実や被害者の保護、自立支援などに取り組む必要があります。

### 施策の方向

平成28年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）（第3次）」に基づき、男女間の暴力の根絶を目指す社会づくりを推進するとともに、相談体制の整備や被害者の自立に向けた支援の充実を図ります。

### 基本施策

#### （1）DVの根絶を目指す社会づくりの推進

##### 主な取組み

- ◇暴力の根絶を目指す社会の実現に向け、国における「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）と呼応した「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開し、DV理解のための広報・啓発を実施します。
- ◇学校や教育関係者に対する研修を充実するとともに、小学校・中学校・高等学校等における予防啓発講座の開催や、リーフレットの作成・配布などにより、デートDVの防止や、加害者と被害者を生まないための若年層への教育・啓発の充実を図ります。
- ◇DV防止に向けた取組みの充実や、より適切な被害者支援を行うため、DVの実態や県民の意識を定期的・継続的に調査研究します。

\*配偶者暴力相談支援センター…DV防止法により、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報の提供等を行う施設。都道府県において婦人相談所等がその機能を果たすこととされている。



**数値目標**

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度	52.3%(H26)	70%	100%に近い水準

(2) DV相談・保護体制の整備

**主な取組み**

- ◇医療関係者への周知や民生委員・児童委員、人権擁護委員、富山県男女共同参画推進員との連携を図り、DV被害者の早期発見・通報等に関する体制を整備します。
- ◇警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密に連携し、状況に応じた迅速・的確な対応を行います。
- ◇被害者に最も身近な行政主体である市町村に対し、相談体制の充実を支援するとともに、緊急時における安全確保や、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置について働きかけます。
- ◇市町村の相談窓口等に訪れた精神的ケアが必要と思われる被害者のため、DV相談窓口と精神科医療機関等によるネットワークを整備し、心身のケアを充実します。
- ◇女性相談センターが、配偶者暴力相談支援センターとして県の中核となって総合調整機能を担うとともに、市町村などの地域の相談窓口・民間団体等関係機関との連携強化を図ります。また、他県との情報交換等、県域を越えた広域連携を図り、保護体制を充実します。
- ◇被害者の相談や支援に携わる職員への研修を実施し、被害者への適切な対応ができるよう能力の向上を図るとともに、相談員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。
- ◇被害者が高齢者・障害者や日本語を十分に理解できない外国人等の場合に、市町村や施設等の関係機関との連携や通訳の確保など支援体制の充実に努めます。
- ◇一時保護施設退所後も支援を必要とする被害者について、女性相談センターへの来所相談に応じることや市町村等の関係窓口を引き継ぐなど、心身の健康回復に向けた支援が途切れることがないように努めます。
- ◇刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえて、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介を行うなど、適切な措置を講じます。
- ◇被害者の子どもを支援するため、教育関係者や保育関係者に対して、DVの特性、子ども・被害者に配慮すべき事項等について、周知徹底を図るとともに、子どもの心のケアを行います。
- ◇同伴児童の保護や心のケアとともに、保育の機会や適切な学習機会を提供するよう努めます。
- ◇要保護児童対策地域協議会などと連携し、面前DVがある家庭の子どものケアの充実に努めます。

**数値目標**

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
配偶者暴力相談支援センターの設置数	2箇所(H29)	3箇所	4箇所

### (3) DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

#### 主な取組み

- ◇市町村における被害者の自立支援のための関係部局の連携を促進するとともに、被害者がワンストップで手続きを進めることができるような体制づくりを働きかけます。
- ◇就業支援や各種法制度の情報提供や関係機関との連絡調整など、経済的自立に向けた支援体制を充実するとともに自立を支援する講座などを実施します。
- ◇配偶者暴力相談支援センターと教育委員会、学校、市町村等が連携し、被害者に対して子どもの就学や保育に関する情報提供を行います。
- ◇公営住宅の優先入居についての情報提供など、被害者の住宅の確保に向けた支援に努めます。
- ◇被害者と同伴家族のニーズに沿った、心身の健康回復に向けた支援を行います。
- ◇市町村に対して基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、情報提供や研修等、必要な支援を行います。
- ◇医療関係者向け研修会の開催などにより、医療現場でのDV被害者の支援体制の充実を図ります。
- ◇相談、広報・啓発、被害者同行支援等自立支援、研修・講座等について、行政機関と民間団体等のそれぞれの特性を活かしつつ協働してDV対策を推進します。

### (4) ストーカー、性犯罪・性暴力への対策の推進

#### 主な取組み

- ◇国の「ストーカー総合対策」を踏まえ、ストーカー事案の根絶のため、各種対策を推進します。
- ◇性犯罪・性暴力被害者支援に関する関係法令等を厳正に運用します。
- ◇「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、民間支援団体等との連携の下、性暴力被害者等に対する総合的な支援（相談、産婦人科医療、同行支援等）の充実を図ります。
- ◇被害者の手引き、被害相談窓口パンフレットなどにより被害者への情報提供を行うとともに、民間支援団体による被害者からの相談対応、付添い活動などを支援します。
- ◇性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施します。



## 富山県女性相談センター (TEL 076-465-6722)

女性が抱えているさまざまな問題や悩みについて相談を受け付けている県の機関で、問題解決のために必要な助言や援助及び一時保護などを行います。センターの受け付ける相談のなかで最も大きな割合を占めるDV被害者からの相談に対応し、DV防止法の「配偶者暴力相談支援センター」として、県のDV被害者支援の中核的役割を担っています。

利用者に安心感を与える構造や、県産材を多用した建物は、家庭的で温かみのある空間となっています。



### ○業務内容

- (1) 相談（夫等の暴力、家族の問題、結婚・離婚問題、経済問題等 様々な問題に対応）
  - ・女性相談員による面接・電話・巡回相談・医療相談・弁護士相談
  - ・配偶者等の暴力（DV）に関する電話相談
- (2) 一時保護
  - ・女性の安全保護のための一時保護
  - ・相談、生活指導、健康管理及び就職活動等の支援も実施
- (3) 啓発活動等
  - 関係機関等との連絡会議、啓発講演会、広報紙・リーフレット等による啓発

## 《現状と課題》

子育てや介護等は、家庭だけではなく、行政、地域住民、事業者などすべての県民がそれぞれの役割において分かち合うことが必要であり、社会全体で支援する仕組みづくりが必要です。

また、非正規就業者は増加しており、ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合も高く、親世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の防止を図っていく必要があります。

さらに、高齢であること、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このため、男女共同参画の視点に立ち、誰もが安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

## 施策の方向

身近で重要な生活の場である家庭や地域において、子育てや介護等を社会全体で支える体制づくりを推進するとともに、ひとり親家庭等の親子、高齢者、障害者、外国人等誰もが家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備します。

## 基本施策

## (1) 子育て・介護支援の環境整備

## 主な取組み

- ◇「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」に基づき、男女がともに子育てをすることへの啓発を行うとともに、育児休業等の取得など、男性の育児参画を促進します。
- ◇企業や商店などの協力を得て実施する「とやま子育て応援団」により、社会全体で子育て家庭を応援していく気運の醸成に努めます。
- ◇保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇共働き家庭の幼児教育に対するニーズに応じるため、幼稚園における保育機能を向上させる預かり保育の充実を促進します。
- ◇共働き家庭の小学校児童が、授業終了後に過ごす放課後児童クラブの整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数や開所時間の延長を図り、運営改善を支援します。
- ◇地域の子育て情報の提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実に努めます。
- ◇団塊の世代など経験者の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を子育てシニアサポーターとして、市町村と連携して育成します。
- ◇地域住民等が、保護者の就業状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。
- ◇「とやま県民家庭の日（毎月第3日曜日）」の推進など、明るく楽しい家庭づくりに向けた社



会的気運の醸成に努めます。

- ◇「とやま家族ふれあいウィーク」の普及を図るとともに、企業におけるノー残業デー（ウィーク）の啓発を行います。
- ◇企業主導型保育事業や事業所内保育施設の整備や運営にかかる国や県の支援策の周知を図り、活用を促進します。
- ◇臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実に努めます。
- ◇生活機能の低下が軽度である早い時期からの「介護予防」を推進するとともに、介護予防知識の普及やボランティア等の育成を進めます。
- ◇市町村が実施する家族介護教室、認知症高齢者見守り等のほか、福祉用具・住宅改修についての助言等を支援します。
- ◇地域密着型サービスを充実し、住み慣れた地域での生活の継続や復帰を支援するとともに、医療と介護の連携を推進するなど、地域ケア体制の充実に努めます。
- ◇認知症の正しい知識の普及や予防対策を進めるとともに、認知症高齢者等に対する適切な医療や保健、介護サービスを提供できる体制の整備を推進します。
- ◇ふれあいコミュニティ・ケアネット 21 事業などにより高齢者や家族を地域住民自らが支える地域総合福祉を推進するとともに、地域ケアの中核機関である地域包括支援センターにおいて高齢者の包括的・継続的なケアを実施します。
- ◇男女共同参画推進員の企画・運営により、男女共同参画の視点に立った介護をテーマとした研修会を開催します。

#### 数値目標

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
放課後児童クラブ実施箇所数	253 箇所 (H28)	274 箇所	279 箇所
病児・病後児保育事業実施箇所数	124 箇所 (H28)	140 箇所	150 箇所
小規模多機能型居宅介護事業所数	81 箇所 (H28)	140 箇所	160 箇所
特別養護老人ホーム待機者数	1,813 人 (H28)	減少させる	ゼロを目指して減少させる

## (2) 生活上の困難を抱えた女性等への支援

### 主な取組み

- ◇「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」、「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就労支援や生活支援、子どもたちに対する学習支援、経済的支援などの施策を総合的に推進します。
- ◇教員OB等のボランティアがひとり親家庭の児童の学習を支援します。
- ◇ひとり親家庭の児童の放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を助成するなど、ひとり親家庭の就業・自立を支援し、児童の健全育成を図ります。
- ◇こども食堂等の子どもの居場所づくり活動を行う民間団体に対し支援します。
- ◇ひとり親等に対する求人情報の提供や就業支援講習会等の実施により就業を支援します。
- ◇児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。
- ◇離婚した家庭における養育費確保や面会交流に関する情報提供・啓発や弁護士等による相談の充実に努めます。



◇複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行い、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行います。

### (3) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

#### 主な取組み

- ◇高齢者虐待の防止や権利擁護のための体制整備を行います。
- ◇定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を推進するほか、高齢者が就業し活躍できる環境づくりを進めます。
- ◇高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技能等を活かし、意欲や能力に応じて生涯活躍できる「エイジレス社会（生涯現役社会）」の実現に向け、地域社会の担い手となる元気な高齢者を養成・支援します。
- ◇とやまシニア専門人材バンクの活用やシルバー人材センターの活動等への支援など、高齢者人材の活躍や高齢者の多様な就業機会の確保に努めます。
- ◇高齢者のボランティア・NPO活動への参加促進を図る講座の開催や相談窓口の設置などにより、元気な高齢者が、地域の幅広い分野で一層活躍できる環境づくりに努めます。
- ◇「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止など、障害者の権利擁護の取組みを推進します。
- ◇「富山県手話言語条例」の制定を機に、手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。
- ◇思いやりと助け合いの心の醸成や障害に対する理解を促進するとともに、心理、制度、建物などソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化を推進します。
- ◇身近な地域で障害者自らが福祉サービスを選択し利用できるよう支援するとともに、ライフサイクルの全段階を通じて、障害の特性を踏まえた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。
- ◇障害者が自立して豊かな生活を営むことができるように、一人ひとりの可能性を引き出すよう支援するとともに、経済的自立や自己実現のための様々な社会活動への参加を支援します。
- ◇障害者が意欲と能力に応じて働き、職場に定着できるよう、関係機関と連携して、民間企業等への就労を支援します。
- ◇「障害者就業・生活支援センター」での取組みをはじめとした障害者の一層の就業者増、職場定着を促進します。
- ◇発達障害、高次脳機能障害、難病など様々な障害に対し、身近な地域においてライフステージに対応したきめ細やかな支援の充実に努めます。
- ◇外国人については、滞在の長期化、定住化が顕著になっており、外国人住民を一時的滞在者ではなく地域の生活者、地域住民としてしっかり受入れ、日本人にも外国人にも暮らしやすく温もりのある地域づくりを推進します。特に母親世代に当たる20～40代の年齢の女性の割合が高いことから、保護者が身近で学べる日本語教室の整備や、外国籍の子どもたちの学習支援など、地域で外国人住民を支援する取組みを進めます。

#### 数値目標

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
障害者雇用率達成企業割合	57.5% (H28)	57.5%以上	57.5%以上



## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

### 重点課題 10 男女の人権の尊重

#### 《現状と課題》

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育と啓発を総合的に推進する中で、男女の差別的な取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、今なお、人権の確立をめぐるさまざまな課題が残されています。

また、LGBT（L\_lesbian レズビアン、G\_ay ゲイ、B\_isexual バイセクシュアル、T\_ransgender トランスジェンダー）などで総称される性的少数者は、性的指向\*や性自認\*などを理由として困難な状況に置かれていることから、人権尊重の観点からの取組みが必要です。

このため、関係機関が連携し、男女が互いの人権を尊重するよう啓発していく必要があります。また、県の広報等については、女性の人権を尊重した表現に配慮していくことが求められます。

#### 施策の方向

男女が互いの人権を尊重するよう教育・啓発を強化するとともに、多様なメディア等による情報発信が人権に配慮し、適切な表現となるよう働きかけます。

#### 基本施策

##### (1) 男女の人権に関する啓発の促進

###### 主な取組み

- ◇「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発の強化などの取組みを推進します。
- ◇人権啓発講演会の開催や人権週間（12月4日～10日）にあわせたラジオCMの放送などを通じ、幅広い人権教育・啓発を行います。
- ◇職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発に努めます。
- ◇さまざまな分野における人権の尊重を確保するため、県民に対して、男女共同参画の視点で情報やデータを読み解き、活用する能力の向上を支援します。
- ◇性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている人々に対する理解を深める

\* 性的指向…恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

\* 性自認…自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人をトランスジェンダー、一致する人をシスジェンダーと呼ぶ。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかかわからない」などの認識を持つ人もいる。

\* 性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった SOGI（ソジ）との表現もある。



ため、自治体職員や人権擁護委員、男女共同参画推進員への研修等を通じて、啓発活動や人権教育を推進します。

◇学校においては、性的指向や性自認などを理由として悩む児童生徒の小さな兆候や変化を見逃さず、複数の視点で見守るとともに、学校生活での各場面において、きめ細やかな対応を行えるよう教職員への人権教育、啓発を行います。

## (2) 教育・メディアにおける人権尊重の取組みの推進

### 主な取組み

- ◇メディアが女性の人権を尊重した自主的な取組みを行うよう促します。
- ◇県の広報・出版物については、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。
- ◇サイバー空間におけるわいせつ情報等に対して、関係機関やボランティア等と連携した指導取締りを強化します。
- ◇青少年健全育成条例に基づき、青少年にとって有害な図書、興行、広告物等を規制し、環境の浄化を推進します。
- ◇いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題\* 等、若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向け、教育・啓発の強化、相談体制の充実、被害者の保護や継続的な支援等の対策を推進します。

---

\* 『JKビジネス』問題…児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。



## 重点課題 1 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の啓発

### 《現状と課題》

男女が性別に関わりなく、ライフスタイルを柔軟に選択でき、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、その阻害要因となっている性別による固定的役割分担意識を解消していくことが必要です。

このため、男女共同参画の視点に立ち、社会的な合意を得ながら制度や慣行を見直していくことや、性別を問わずあらゆる世代において、固定的役割分担意識を見直していくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成ができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習を充実することが重要です。

### 施策の方向

性別による固定的役割分担意識の解消を図るため、男女共同参画の視点に立った効果的な啓発や学校教育の充実を図ります。

### 基本施策

#### (1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

##### 主な取組み

- ◇家庭・職場・地域において性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度や慣行（社会通念、習慣、しきたり）について、社会的な合意を得ながら、男女共同参画の視点に立った見直しを推進します。
- ◇県民共生センターにおける各種講座や研修等を充実し、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、市町村が設置する男女共同参画センターに対して情報提供その他必要な支援を行います。
- ◇男女共同参画に関する調査研究を実施し公表します。

##### 数値目標

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
男女の地位の平等感（家庭や慣習等の分野で平等になっていると感じている人の割合）	家庭 37.4% 慣習等 12.9% (H27)	家庭 43% 慣習等 21%	家庭 47% 慣習等 22%

#### (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

##### 主な取組み

- ◇学校教育全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じて、人権の尊重等、男女平等に関する指導の充実を図ります。



- ◇「幼・小・中学校教育指導の重点」に生命と人権を大切にする教育を基本事項と位置付け、児童生徒に対し男女平等の指導の充実を図ります。
- ◇指導資料「人権教育推進のために」において、男女平等に関する資料を一層充実し、教員の意識啓発を図ります。また、教職員に対する各段階での研修において、男女共同参画に関するテーマを取り入れます。
- ◇県内全公立中学校の2年生が、5日間、学校外の事業所等で職場体験活動や福祉・ボランティア活動などに参加する「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を通し、男女共同参画の視点も含めた将来の生き方を考える機会を提供します。
- ◇高校生の就職支援やインターンシップ等を推進することで、男女がともに個性や能力を発揮できる社会の実現や、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。
- ◇富山で働き子育てする良さと自らの生き方に関する冊子の活用や、乳幼児ふれあい体験、産婦人科医等の特別授業を支援することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。
- ◇若年層を対象に、さまざまな仕事について学ぶセミナーを開催するなど、男女共同参画の視点から幅広い職業観、人生観の醸成を推進します。
- ◇親の役割や家庭教育について学習する機会を充実し、情報を提供するとともに、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図ります。
- ◇選挙に関する出前授業等を通じ、女性の政治参画の必要性や政界への女性の進出状況について情報提供を行い、女性の政治参画意識を高めます。
- ◇教育・学習の場において、性別を問わず、政治、行政、企業、研究機関その他の専門分野や指導的地位に就く生き方・働き方があること、職業選択においてあらゆる可能性があることを伝えていきます。

#### 数値目標

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
県立高校生のインターンシップ等体験率	72.9% (H28)	75%	80%

### (3) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

#### 主な取組み

- ◇男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）において、男女共同参画に関する集中的な広報・啓発活動を実施します。
- ◇サンフォルテフェスティバル・男女共同参画週間Duoのつどいを開催し、さまざまな分野において活動しているグループ・団体・個人の交流と学びの場を提供します。
- ◇富山県男女共同参画推進員の企画・運営による講演会等を開催し、地域の実情を踏まえた、県民一人ひとりへの、よりきめ細やかな普及啓発を図ります。



## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

### 重点課題 1 2 推進体制の整備・強化

#### 《現状と課題》

現在、女性関係団体やNPO等においても、富山県民共生センター（サンフォルテ）を活動拠点に男女共同参画を目指した活発な活動が展開されています。

県においても、男女共同参画計画に基づき各種施策を推進するとともに、職員研修の充実、女性の採用・登用を進めています。

今後、経済・社会環境の変化など新しい動きにも対応しながら、施策を総合的かつ効果的に推進するためには、県における連絡調整機能や情報収集・発信機能を充実し、男女共同参画推進員や市町村、経済団体、関係団体等との連携を強化していく必要があります。

#### 施策の方向

県における男女共同参画の推進体制を強化するとともに、富山県男女共同参画推進員による地域における普及啓発活動や、推進の核となる富山県民共生センターの施設、活動内容の充実を図ります。また、市町村との連携を強化し、地域に根ざした総合的な男女共同参画の推進体制のより一層の充実を図るとともに、経済団体、企業、関係団体との連携により働く場における女性の活躍推進に向けた環境づくりを推進します。

#### 基本施策

##### (1) 県における推進体制の充実

###### 主な取り組み

###### ①富山県男女共同参画審議会

◇男女共同参画推進条例に基づき、有識者や公募委員等で構成する富山県男女共同参画審議会を設置・開催し、幅広い意見の反映に努めます。

###### ②庁内推進体制の強化

◇副知事を座長とし、県の関係部局で組織する「男女共同参画推進会議」において、総合的な企画調整を行い、諸施策を着実に推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った施策の立案に努めます。

◇計画の円滑な推進を図るため、策定後の情勢の変化を適切に把握するとともに、進捗状況を点検・評価することにより、適正な計画の進行管理を行います。

###### ③年次報告書の作成

◇男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画施策の実施の状況についての報告書（年次報告書）を作成し、公表します。

###### ④男女共同参画に関する調査・研究

◇男女共同参画に関する社会の情勢や問題点を把握し、県民の意識や男女共同参画を取り巻く



課題についての調査・研究を実施します。

#### ⑤県における率先行動

◇県庁においては、職員研修の充実、女性の登用・職域拡大など、男女共同参画の推進に率先して取り組みます。また、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを目指します。

#### ⑥男女共同参画推進員の設置

◇地域における男女共同参画の普及推進のため、県内各地域に配置している男女共同参画推進員によるきめ細かな普及啓発活動を展開します。

◇各市町村において、推進員連絡会と地域の各種団体との連携を強化します。

◇推進員に対する研修等を充実し、地域活動における積極的な参画や地域リーダーとしての活動を担えるよう支援します。

#### ⑦富山県民共生センター（愛称：サンフォルテ）の機能充実

◇男女共同参画推進拠点施設として、県民からの相談や申し出への対応、情報の収集・提供、調査研究、講演会・講座など各種啓発事業の展開、人材育成、男女共同参画を推進する個人や団体相互の連携促進という機能の充実を図るとともに、これらの機能の総合的な展開に努めます。

◇男女共同参画にかかる県内唯一の専門図書館機能を充実させ、男女共同参画にかかるレファレンス機能の一層の発揮に努めます。

◇登録グループ・団体、関係機関、企業等との協働を推進します。

◇県内の男女共同参画情報等の受信・発信基地としての機能を拡充するため、市町村・各地域の女性団体等とのネットワーク化を図ります。

◇講座など各種啓発事業の展開にあたっては、従来、浸透しにくかった若者や男性等にも参加しやすいものとなるよう工夫します。

## (2) 市町村、関係団体、企業との連携

### 主な取組み

#### ①市町村との連携

◇市町村と連携して男女共同参画社会の形成のための施策を推進するとともに、県内各市町村における男女共同参画施策の一層の推進が図られるよう、各種情報の提供や市町村担当課長会議等を通じた働きかけと支援に努めます。

◇市町村の実施する男女共同参画諸施策については、男女共同参画推進員市町村連絡会との連携により、推進員の地域での活動を通じ、効果的に実施されるよう支援します。

#### ②関係団体、企業との連携

◇経済団体、労働団体、金融関係、有識者等で構成する「とやま県民活躍・働き方改革推進会議」において、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方、女性の活躍推進、生産性の向上など働き方改革の推進に向けた取組みを検討し、総合的な施策の展開を図ります。

◇経済団体、労働団体、有識者等で構成する「女性の活躍推進委員会」において、仕事と家庭の両立支援やキャリアアップ等の推進に向けた取組みを検討し、女性の活躍推進に向けた総合的な施策の展開を図ります。

◇企業、NPO、各種団体などの多様な主体が、それぞれの特性を活かし主体的な取り組みを行えるよう情報提供、情報交換に努めるとともに、行政も含め相互の連携・協働の取り組みを促進します。

◇女性団体等の自主的な取組みを尊重するとともに、行政とのパートナーシップの確立に努め、

連携した取組みを進めることにより、男女共同参画社会づくりに向けた効果的な事業の推進を図ります。

◇男女がともに能力を発揮しつつ仕事と生活の調和のとれた生活を送るとともに、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組めるよう、企業等への各種情報、資料の提供に努めます。

◇配偶者・パートナーからの暴力（DV）については、被害者が地域社会のなかで自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連絡調整し、各種制度の情報提供や手続きについての助言など被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を強化します。

◇DV相談窓口と精神科医療機関等とのネットワークにより、被害者の心身の健康回復を支援します。

#### 数値目標

項目	現在	2021年の目標	2026年の目標
女性活躍推進法に基づく推進計画策定市町村数	6市(H28)	全(15)市町村	全(15)市町村
DV対策基本計画策定市町村数	9市町(H28)	全(15)市町村	全(15)市町村



## 富山県民共生センター（愛称：サンフォルテ）

平成9年4月の開館以来、男女共同参画を推進するための拠点として、男女共同参画に関する様々な事業を展開しています。

【施設概要】所在地 富山市湊入船町6番7号

TEL 076-432-4500

主な施設 図書室・研修室・ホール・相談室

### ○業務内容

- ・相談・カウンセリング
- ・情報収集・提供
- ・調査研究
- ・講演会・講習会・研究会等開催
- ・人材育成
- ・個人・団体相互連携促進
- ・就業支援



県民共生センターメンズプラスセミナー

ぱぱ★kidsランチ



チャレンジ支援コーナー

# 目標指標一覧

指標名	指標の説明	現在	基準	2021年 目標	2026年 目標
<b>基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍</b>					
<b>重点課題1 男性中心型労働慣行の見直し</b>					
1 「イクボス企業同盟とやま」加盟団体数	同盟に加盟した事業所、団体、自治体数	111団体	H29	150団体	200団体
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	200日以上就業している雇用者のうち週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合	10.0%	H24	9.0%以下	8.1%以下
3 次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの県内企業（うち従業員100人以下の企業数）（累計）	従業員100人以下の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	1,891社 (1,343社)	H28	2,200社 (1,650社)	2,300社 (1,750社)
4 年次有給休暇取得率	付与された年休のうち、取得した日数の割合	49.5%	H28	60%以上	65%以上
5 女性の育児休業取得率	育児休業の対象となった女性のうち、育児休業を取得した人の割合	96.4%	H28	98%以上	98%以上
<b>重点課題2 男性の家事・育児・介護参画の促進</b>					
6 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	社会生活基本調査において、本県の夫が家事、介護・看護、育児、買い物を行ったと回答した時間を合算したもの	65分	H28	140分	170分
7 男性の育児休業取得率	4月1日から3月31日までの1年間で育児休業の対象となった男性労働者（配偶者が出産した労働者）のうち育児休業を取得した人の割合	5.8%	H28	13%	13%
<b>重点課題3 政策・方針決定過程への女性の参画促進</b>					
8 県の審議会等における女性委員の割合	県の審議会等における女性委員の割合	37.3%	H29	40%以上60%以下	40%以上60%以下
9 県における女性管理職の登用	県の知事部局における管理職（課長以上の役職者（中央病院の医療職を除く））に占める女性職員割合	12.7%	H29	2023年4月までに15%以上	
10 学校の校長・教頭の女性割合	公立の小・中・高校・特別支援学校の校長・教頭の女性割合	26.9%	H29	30%に近づける	30%以上
11 県警察における女性警察官の割合	県警察における育児休業者を含めた女性警察官の割合	8.5%	H29	10%を維持	10%を維持
12 男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数	男女共同参画チーフ・オフィサーを設置している事業所数	213事業所	H29	260事業所	310事業所
13 女性の管理職比率	管理的職業従事者に占める女性の割合	7.6%	H27	10.5%	14%
14 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数（累計）	従業員300人以下の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	28社	H29	200社程度	450社程度
<b>重点課題4 雇用環境の整備と女性のチャレンジ支援</b>					
15 女性の平均勤続年数	本県の女性労働者が現に就業している企業で勤続している年数の平均	11.2年	H28	11.6年	11.8年
16 男女の地位の平等感（職場の分野で平等になっていると感じている人の割合）	職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	30.3%	H27	33%	36%
17 女性の就業率（30～34歳）	30歳から34歳の女性の人口に占める就業者の割合	79.0%	H27	83.1%	87.2%
18 職業訓練修了者における女性の就職率	女性の職業訓練修了者のうち、訓練修了後3ヶ月後までに就職した者の割合	82.3%	H28	80%以上	80%以上
<b>重点課題5 理工系分野における女性活躍・女性のチャレンジ支援</b>					
19 専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者における女性の割合	専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者における女性の割合	13.6%	H27	15%	16.4%
20 農業協同組合における女性の役員数	農業協同組合における女性の役員数	32人	H29	32人	32人
21 農業委員会における女性の委員数	農業委員会における女性の委員数（農業委員・農地利用最適化推進委員）	32人	H29	40人	50人
22 農村女性起業件数	県内農村女性が主体の直売・加工等の個人・グループ数（年間売上高50万円以上）	181件	H28	200件	220件
23 うち売上高1000万円以上の件数	農村女性起業のうち、年間売上高1,000万円以上の件数	38件	H29	45件	50件



## 目標指標一覧

指標名	指標の説明	現在	基準	2021年 目標	2026年 目標
<b>重点課題6 地域活動における男女共同参画の推進</b>					
24 地域活動に参加している人の割合	県政世論調査において、自分の住んでいる地域の活動に「積極的に参加している」又は「ときどき参加している」と答えた人の割合	58.7%	H28	70%	70%以上
25 ボランティア活動者数	県・市町村社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数	人口10万人当たり 6,438人	H28	人口10万人当たり 6,700人	人口10万人当たり 7,000人
26 NPO法人認証数(累計)	富山県知事認証のNPO法人数累計(解散、合併したものを除く)	367法人	H28	420人	470人
<b>基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現</b>					
<b>重点課題7 生涯を通じた健康支援</b>					
27 健康寿命	日常生活に制限のない期間の平均	男70.95歳 女74.76歳	H25	男性72.74歳 女性76.32歳	男性73.52歳 女性76.78歳
28 乳がん、子宮頸がん検診受診率	市町村におけるがん検診受診率(受診者数/検診対象者数)	乳がん29.6% 子宮頸がん 27.5%	H27	乳がん50%以上 子宮頸がん50%以上	乳がん50%以上 子宮頸がん50%以上
29 産婦人科・産科医数(出生千人当たり)	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」における医療施設従事医師数の「産婦人科医・産科医」の出生千対の数値	14.0人	H28	14人以上	14人以上
<b>重点課題8 男女間の暴力の根絶</b>					
30 配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度	配偶者等からの暴力について相談できる窓口について、なんらかの窓口を知っていると回答した者の割合	52.3%	H26	70%	100%に近い水準
31 配偶者暴力相談支援センターの設置数	県内の配偶者暴力相談支援センターの設置数	2箇所	H29	3箇所	4箇所
<b>重点課題9 誰もが安心して暮らせる環境の整備</b>					
32 放課後児童クラブ実施箇所数	保護者が居間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するクラブ数	253箇所	H28	274箇所	279箇所
33 病児・病後児保育事業実施箇所数	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型)を実施している施設数	124箇所	H28	140箇所	150箇所
34 小規模多機能型居宅介護事業所数	県の小規模多機能型居宅介護事業所の数(指定数ベース)	81箇所	H28	140箇所	160箇所
35 特別養護老人ホーム待機者数	介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数	1,813人	H28	減少させる	ゼロを目指して減少させる
36 障害者雇用率達成企業割合	障害者雇用促進法において定めている障害者雇用率を達成している企業の割合	57.5%	H28	57.5%以上	57.5%以上
<b>基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</b>					
<b>重点課題11 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の啓発</b>					
37 男女の地位の平等感(家庭や慣習等の分野で平等になっていると感じている人の割合)	家庭や慣習等の分野で平等になっていると感じている人の割合	家庭 37.4% 慣習等 12.9%	H27	家庭 43% 慣習等 21%	家庭 47% 慣習等 22%
38 県立高校生のインターンシップ等体験率	全日制県立高校3年生のうち、3年間で就業体験または保育・介護体験をした生徒の割合	72.9%	H28	75%	80%
<b>基本目標Ⅳ 推進体制の充実</b>					
<b>重点課題12 推進体制の充実</b>					
39 女性活躍推進法に基づく推進計画策定市町村数	女性活躍推進法に基づく推進計画を策定した市町村数	6市	H28	全(15)市町村	全(15)市町村
40 DV対策基本計画策定市町村数	DV防止法に基づく基本計画を策定している市町村数	9市町	H28	全(15)市町村	全(15)市町村

## 用語解説

(五十音順)

No	用語	説明
1	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られることを目的に、平成4年に施行された法律。労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めている。保育所等に入れない場合、最長2歳まで育児休業の取得が可能となるなどの内容が盛り込まれた改正育児・介護休業法が平成29年に施行されている。
2	イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と育児や介護等を含む生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
3	M字カーブ	女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。
4	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
5	企業子宝率	従業員（男女を問わず）が企業に在職中にもつことが見込まれる子どもの数のことで、企業の子育てのしやすさが分かりやすく示される指標
6	キャリア教育	学校の場合、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
7	健康寿命	日常生活に制限のない期間の平均
8	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間の生むとしたときの子どもの数に相当する。
9	こども食堂	食事その他の生活環境が十分でない子どもたちに、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行うもの。
10	サンフォルテフェスティバル	男女共同参画社会の実現を目指して活動するグループ・団体が、県民とともに学びあい交流する場として、毎年、富山県民共生センター（サンフォルテ）で開催されている。
11	JKビジネス	児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショソ」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。
12	GGI（ジェンダー・ギャップ指数）	世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。なお、ジェンダー（gender）とは、「社会的・文化的に形成された性別」のことをいう。
13	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、平成15年7月に施行された法律。平成27年3月までの時限立法だったが、平成37年3月まで延長されている。地方公共団体及び労働者101人以上の事業主に対し、国の指針に基づく行動計画の策定を義務づけている。



No	用語	説明
14	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について事業主が策定する計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主については策定・届出等が義務づけられている。県では、「子育て支援・少子化対策条例」に基づき、平成23年4月から、51人以上100人以下の労働者を雇用する事業主に対し策定を義務付け、さらに平成29年4月から、30人以上100人以下に拡大している。
15	周産期	妊娠満22週以降、出生後7日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期をいう。
16	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、事業主が自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析（女性採用比率、勤続年数男女比、労働時間の状況、女性管理職比率など）を踏まえ策定する計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主については策定・届出等が義務づけられている。
17	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。平成27年に平成38年3月末までの時限立法として制定。地方公共団体及び労働者301人以上の事業主に対し、国の指針に基づく行動計画の策定を義務づけている。
18	性自認	自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人をトランスジェンダー、一致する人をシスジェンダーと呼ぶ。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」などの認識を持つ人もいる。
19	性的指向	恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。
20	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	早期に被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進と被害の潜在化防止を目的として、性犯罪・性暴力被害の直後から、相談・カウンセリング等の心理的支援、産婦人科医療、捜査関連・司法支援等への同行など総合的な支援を可能な限り1箇所で提供するもの。
21	性別による固定的役割分担意識（固定的性別役割分担意識）	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
22	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2項）
23	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたもの。平成11年6月公布、施行。この中で国の計画を勘案して都道府県計画を定めなければならないことが規定されている。
24	男女共同参画推進事業所	男女共同参画チーフ・オフィサーを設置し、女性の管理職への登用促進、仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している事業所として知事が認証したもの。
25	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等を目的として、昭和61年4月に施行。労働者の募集や採用、配置、昇進などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。

No	用語	説明
26	Duoのつどい	「男女共同参画週間Duoのつどい」。男女共同参画社会の実現をめざして、毎年、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）に合わせて開催。「Duo」とは、二重奏の意味。男性、女性が協力して「男女共同参画社会」を築いていこうとの願いが込められている。
27	テレワーク	情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
28	とやま子育て応援団	企業や店舗などの協力を得て、とやま県民家庭の日から始まる1週間（とやま家族ふれあいウィーク）を中心に、子ども連れの家族が協賛店舗や施設等を利用した場合に割引や特典を受けられる制度。
29	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	DVを防止し被害者を保護するために平成13年に制定されたもの。これまでに3回の改正が行われている。平成25年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となった。
30	配偶者暴力相談支援センター	DV防止法により、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報の提供等を行う施設。都道府県において婦人相談所等がその機能を果たすこととされている。
31	配偶者やパートナーからの暴力（DV）	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの「暴力」を指す。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、交友関係の監視（精神的暴力）や性行為の強要（性的暴力）、必要な生活費を渡さない（経済的暴力）などもDVにあたる。若い恋人間で起こるDVを特に「デートDV」と呼ぶ。
32	パパ・ママ育休プラス	平成21年7月の育児・介護休業法の改正により、父母がともに育児休業を取得する場合には、取得できる期間が子が1歳2カ月になるまでに延長されるもの。
33	ハラスメント	職場においては、セクシャルハラスメント（職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること）、パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと）などがある。
34	フレックスタイム制	最長1ヶ月間の所定労働時間の範囲内で、労働者が各自で毎日の出勤と退社の時間及び、1日の労働時間の長さを自主的に決めることができる勤務制度。
35	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	個人、特に女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利をいう。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。



男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国	富山県
1945 (昭和20)	◆「国際連合憲章」採択 ◆「国際連合(国連)」発足		
1946 (昭和21)	◆国連「婦人の地位委員会」発足	◆日本初の婦人参政権行使 ◆「日本国憲法」公布 (昭和22年施行)	
1948 (昭和23)	◆「世界人権宣言」採択		
1967 (昭和42)	◆「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和50)	◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議開催	
1976 (昭和51)	◆国連婦人の十年(~1985)		
1977 (昭和52)		◆「国内行動計画」策定	
1979 (昭和54)	◆「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭和55)	◆「『国連婦人の十年』中間年世界会議」(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		◆機構改革により、青少年課から婦人青少年課に名称変更、婦人係設置 ◆「富山県婦人問題懇話会」設置
1981 (昭和56)			◆「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定
1985 (昭和60)	◆「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」(第3回世界女性会議)開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) ◆「女子差別撤廃条約」批准	
1987 (昭和62)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◆「21世紀をめざすとやま女性プラン」策定
1990 (平成2)	◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平成3)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ◆「育児休業法」公布 (平成4年施行)	◆「富山県女性問題懇話会」設置
1992 (平成4)		◆初代婦人問題担当大臣の設置	◆「新とやま女性プラン」策定
1993 (平成5)	◆第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平成6)		◆男女共同参画室設置 ◆男女共同参画審議会設置(政令) ◆男女共同参画推進本部設置	◆機構改革により、婦人青少年課から女性青少年課に名称変更
1995 (平成7)	◆第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	◆育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (平成8)		◆「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 (平成9)		◆男女共同参画審議会設置(法律) ◆「男女雇用機会均等法」改正(平成11年施行) ◆「介護保険法」公布(平成12年施行)	◆「富山県男女共同参画懇話会」設置 ◆「とやま男女共同参画プラン」策定 ◆女性総合センター(現:県民共生センター「サンフォルテ」)開館

1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行</li> </ul>	
2000 (平成12)	◆国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画会議設置</li> <li>◆男女共同参画局設置</li> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行</li> <li>◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「富山県男女共同参画推進条例」公布、施行</li> <li>◆「富山県男女共同参画審議会」設置</li> <li>◆「富山県民男女共同参画計画」策定</li> </ul>
2002 (平成14)			◆機構改革により、女性青少年課が再編され、男女参画・ボランティア課を設置
2003 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>◆「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> </ul>	
2004 (平成16)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行	
2005 (平成17)	◆第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> <li>◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	
2006 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「男女雇用機会均等法」改正(平成19年施行)</li> <li>◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年施行)</li> <li>◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	◆「富山県民男女共同参画計画(第2次)」策定
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>◆「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行)</li> </ul>	
2009 (平成21)		◆「育児・介護休業法」改正(平成22年施行)	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010 (平成22)	◆第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>◆「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	
2012 (平成24)			◆「富山県民男女共同参画計画(第3次)」策定
2013 (平成25)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	



2014 (平成26)		◆すべての女性が輝く社会づくり本部設置	◆機構改革により、男女参画・ボランティア課から男女参画・県民協働課に名称変更
2015 (平成27)	◆第59回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+20」記念会合) (ニューヨーク)	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ◆「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2016 (平成28)		◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定
2017 (平成29)			◆機構改革により、男女参画・県民協働課、地方創生推進室、労働雇用課を再編した少子化対策・県民活躍課が設置され、総合政策局所属となる
2018 (平成30)			◆「富山県民男女共同参画計画(第4次)」策定